

第1部 答案作成上の作法

第1章 三者間形式

掲載なし

第2章 意見書形式

掲載なし

第3章 違憲審査基準 p1～2

1. 考慮要素

2. 違憲審査基準の厳格度

厳格審査の基準／中間審査の基準／合理性の基準／明白の原則

第4章 権利選択における視点

掲載なし

第5章 法令違憲・適用違憲を論じるべきかの判断

掲載なし

第6章 問題文・設問の指示・誘導に従った抽出

掲載なし

第7章 立法目的の把握の仕方

掲載なし

第8章 適用違憲（処分違憲） p3

1. 適用違憲（処分違憲の類型）

2. 論じ方

3. 法令違憲と適用違憲を論じる際の考慮事由の差異

第2部 総論

第1章 憲法と立憲主義

掲載なし

第2章 国民主権の原理

掲載なし

第3章 平和主義

掲載なし

第3部 基本的人権

第1章 基本的人権の原理 p5

第2章 人権の享有主体性 p6～19

1. 天皇・皇族 p6

2. 法人 p6～9

[論点 1] 法人の人権享有主体性（八幡製鉄事件・最大判 S45.6.24・百 I 9）

[論点 2] 自然人と異なる特別の制約（八幡製鉄事件）

[判例 1] 八幡製鉄事件（最大判 S45.6.24・百 I 9）

[判例 2] 南九州税理士会事件（最判 H8.3.19・百 I 39）

[判例 3] 群馬司法書士会事件（最判 H14.4.25）

[判例 4] 三井美唄炭鉱労組事件（最大判 S43.12.4・百 II 149）

[判例 5] 国労広島地本事件（最判 S50.11.28・百 II 150）

3. 外国人 p9～13

[論点 1] 外国人の人権享有主体性（マクリーン事件・最大判 S53.10.4・百 I 1）

[判例 1] マクリーン事件（最大判 S53.10.4・百 I 1）

[判例 2] 森川キャサリーン事件（最判 H4.11.16・百 I 2）

[判例 3] 塩見訴訟（最判 H 元.3.2・百 I 6）

[判例 4] ヒッグス・アラン事件（最判 H5.2.28）

[判例 5] 外国人地方選挙訴訟（最判 H7.2.28・百 I 4）

[判例 6] 外国人管理職訴訟（最大判 H17.1.26・百 I 5）

4. 公務員 p13～17

（1）特別権力関係の理論

（2）政治活動の自由

[判例 1] 猿払事件（最大判 S49.11.6・百 I 13）

[判例 2] 堀越事件（最判 H24.12.7・百 I 14）

[判例 3] 寺西事件（最大判 H10.12.1・百 II 183）

（3）争議行為

[判例 1] 全農林警職法事件（最大判 S48.4.25・百 II 146）

5. 在監者（刑事収容施設における被収容者） p17～19

[判例 1] 禁煙処分事件（最大判 S45.9.16・百 I 15）

[判例 2] よど号ハイジャック記事抹消事件（最大判 S58.6.22・百 I 16）

6. パターナリスティックな制約 p19

第3章 人権の私人間効力 p20～21

1. 人権の私人間効力 p20～21

[論点 1] 人権の私人間効力（三菱樹脂事件・最大判 S48.12.12・百 I 10）

[判例 1] 三菱樹脂事件

[判例 2] 昭和女子大事件（最判 S49.7.19・百 I 11）

[判例 3] 百里基地事件（最判 H 元 6.20・百 II 172）

2. 純然たる事実行為による人権侵害 p21

第4章 包括的基本権 p22～28

1. 明文根拠のない基本権の存在（包括的基本権の保障） p22

[論点 1] 新しい人権

2. プライバシー権 p22～26

（1）保護領域

[論点 1] 伝統的プライバシー権

[論点 2] 自己情報コントロール権

[論点 3] 公権力によって個人情報を強制的に収集されない権利（京都府学連事件・最大判 S44.12.24・百 I 18）

(2) 保障の程度

(3) 判例

- [判例 1] 前科照会事件 (最判 S56.4.14・百 I 19)
- [判例 2] 「宴のあと」事件 (東京地判 S39.9.28・百 I 65)
- [判例 3] 「石に泳ぐ魚」事件 (最判 H14.9.24・百 I 67)
- [判例 4] 京都府学連事件 (最大判 S44.12.24・百 I 18)
- [判例 5] 指紋押捺事件 (最判 H7.12.15・百 I 3)
- [判例 6] 早稲田大学講演会事件 (最判 H15.9.12・百 I 20)
- [判例 7] 住基ネット事件 (最判 H20.3.6・百 I 21)
- [判例 8] 車内広告放送事件 (最判 S63.12.20・百 I 23)

3. 自己決定権 p26～28

- [判例 1] 「バイク三ない原則」事件 (最判 H3.9.3・百 I 25)
- [判例 2] どぶろく事件 (最判 H 元.12.14・百 I 24)
- [判例 3] エホバの証人輸血拒否事件 (最判 H12.2.29・百 I 26)

4. 環境権 p28

第5章 法の下の平等 p29～38

- 1. 平等の意味 p29
- 2. 差別的取扱いの正当化審査 p29
- 3. 目的・手段審査の力点 p29
- 4. 判例 p30～37

- [判例 1] 尊属殺人事件 (最大判 S48.4.4・百 I 28)
 - [判例 2] 非嫡出子相続分規定事件 (違憲) (最大決 H25.9.4・百 I 29)
 - [判例 3] 女子再婚禁止期間事件 (違憲) (最大判 H27.12.16・H28 重判 6)
 - [判例 4] 夫婦同氏事件 (最大判 H27.12.16・H28 重判 7)
 - [判例 5] 国籍法違憲訴訟 (最大判 H20.6.4・百 I 35)
 - [判例 6] サラリーマン税金訴訟 (最大判 S60.3.27・百 I 32)
 - [判例 7] 東京都売春取締条例事件 (最大判 S33.10.15・百 I 34)
5. 積極的差別解消措置 (アファーマティブ・アクション) p37～38
- [論点 1] 国立法科大学院の入学者選抜試験における女性優遇 (平成 23 年予備試験)

第6章 思想・良心の自由 p39～42

- 1. 保障の趣旨
- 2. 「思想及び良心」の意味
- 3. 「思想及び良心」に対する制約・介入の類型
- 4. 憲法 19 条と憲法 21 条 1 項との関係
- 5. 判例
 - [判例 1] 謝罪広告強制事件 (最大判 S31.7.4・百 I 36)
 - [判例 2] 麹町中学内申書事件 (最判 S63.7.15・百 I 37)
 - [判例 3] 「君が代」起立斉唱職務命令拒否事件 (最判 H23.5.30・百 I 40)

第7章 信教の自由 p43～48

- 1. 保障の趣旨
- 2. 「信教」の定義
- 3. 信教の自由の保障の内容

信仰の自由／宗教的行為の自由／宗教的結社の自由

4. 信教の自由の保障の限界

- (1) 信仰自体への直接的介入
- (2) 宗教的行為・宗教的結社の自由に対する制約

〔論点 1〕 法的制約（牧会事件・神戸簡裁 S50.2.20・百 I 43）

〔論点 2〕 間接的ないし事実上の制約（オウム真理教解散命令事件・最決 H8.1.30・百 I 42）

5. 判例

〔判例 1〕 京都市古都保存協力税条例事件（京都地判 S59.3.30・百 I 44）

〔判例 2〕 日曜日授業参観事件（東京地裁 S61.3.20・百 I 44）

〔判例 3〕 エホバの証人剣道受講拒否事件（最判 H8.3.8・百 I 45）

6. 政教分離の原則（国家と宗教の分離の原則）

- (1) 国家と宗教の分離
- (2) 制度的保障
- (3) 判断枠組み

〔論点 1〕 目的効果基準（津地鎮祭事件：憲法 20 条 3 項）

〔論点 2〕 目的効果基準（愛媛玉串料事件：憲法 20 条 3 項・89 条前段）

〔論点 3〕 総合衡量型（1）（空知太神社事件：憲法 20 条 1 項後段・89 条前段）

〔論点 4〕 総合衡量型（2）（空知太神社事件：憲法 20 条 1 項後段・89 条前段）

7. 宗教的プライバシー（宗教的人格権）

第 8 章 学問の自由 p49～50

1. 保障の趣旨
2. 「学問」の意義
3. 保障の内容

学問研究の自由／研究結果の発表の自由／教授の自由

4. 大学における学問の自由
5. 大学の自治の内容
6. 大学における学生の地位

〔論点 1〕 大学における学生の集会（東大ボボロ事件・最大判 S38.5.22・百 I 91）

第 9 章 表現の自由 p51～74

第 1. 総論 p51

1. 表現の自由の意義・価値
2. 違憲審査基準を定立する際の考慮要素

第 2. 表現の自由と国家による援助 p52

〔判例 1〕 公立図書館の図書廃棄事件（最判 H17.7.4・百 I 74）

第 3. 表現の自由の制約 p53～56

1. 二重の基準の理論
2. 明確性の理論
3. 事前抑制／事後抑制

〔論点 1〕 「検閲は、これをしてはならない」の意味（札幌税関検査事件・最大判 S59.12.12・百 I 73）

〔論点 2〕 名誉毀損を理由とする裁判所による出版物の頒布等の差止め（北方ジャーナル事件・最大判 S61.6.11・百 I 72）

〔論点 3〕 プライバシー侵害を理由とする裁判所による出版物の頒布等の差止め（週刊文春記事差止事件・東京高決 H16.3.31）

4. 表現内容規制／表現内容中立規制
5. 直接的制約／間接的・付随的制約

第4．表現の自由の種類 p57～70

1．知る自由・知る権利 p57～58

(1) 知る自由

〔論点1〕憲法上の保障（よど号ハイジャック記事抹消事件・最大判 S58.6.22・百 I 16）

〔論点2〕違憲審査基準（青少年保護のための有害図書規制）（岐阜県青少年保護育成条例事件・最判 H 元.9.19・百 I

55：伊藤正己裁判官の補足意見）

(2) 知る権利

〔論点1〕憲法上の保障（博多駅事件・最大判 S44.1.26・百 I 78）

2．筆記行為の自由 p58～59

〔論点1〕憲法上の保障・違憲審査基準（レペタ事件・最大判 H 元.3.8・百 I 77）

3．アクセス権 p59

〔論点1〕アクセス権の根拠（サンケイ新聞事件・最判 S62.4.24・百 I 82）

4．報道の自由・取材の自由 p59～61

(1) 報道の自由

〔論点1〕憲法上の保障（博多駅事件・最大判 S44.1.26・百 I 78）

(2) 取材の自由

〔論点1〕憲法上の保障（博多駅事件・最大決 S44.11.26・百 I 78）

〔論点2〕地方裁判所による取材結果の提出命令（博多駅事件）

〔論点3〕捜査機関による取材結果の差押え（TBS 事件・最決 H2.7.9・百 I 79）

〔論点4〕「職業の秘密」を理由とする証言拒絶（NHK 記者証言拒否事件・最決 H18.10.3・百 I 75）

5．放送の自由 p61

6．政治的表現の自由 p61～62

〔判例1〕自衛隊官舎ビラ配布事件（最判 H20.4.11・百 I 63）

7．低価値表現（無価値表現） p62～69

(1) せん動

(2) わいせつ表現

〔判例1〕チャタレイ事件（最大判 S32.3.13・百 I 56）

〔判例2〕「悪徳の栄え」事件（最大判 S44.10.15・百 I 57）

〔判例3〕第2次メイプルソープ事件（最判 H20.2.19・H20 重判 6）

(3) 名誉毀損表現

ア．刑事責任

（ア）公共利害事実

（イ）公益目的

（ウ）真実性の証明

〔論点1〕真実性の錯誤（「夕刊和歌山時事」事件・最大判 S44.6.25・百 I 68）

〔論点2〕「現実の悪意」論

〔論点3〕対抗言論の法理

〔論点4〕内容が真実に反する言論（北方ジャーナル事件・最大判 S61.6.11・百 I 72：谷口政孝意見）

〔論点5〕インターネット上の表現による名誉毀損罪の免責要件（名誉毀損被告事件・最決 H22.3.15・H22 重判 8）

イ．民事責任

〔論点1〕不法行為責任の免責要件（最判 S41.6.23）

〔論点2〕公正な論評の法理（長崎教師ビラ事件・最判 H 元.12.21・百 I 70 等）

〔論点3〕配信サービスの抗弁（ロス疑惑配信記事訴訟・最判 H14.1.29 等）

(4) プライバシー侵害

(5) ヘイト・スピーチ（差別的増悪言論）

〔論点 1〕 憲法上の保障・違憲審査基準

(6) 営利的言論

〔論点 1〕 憲法上の保障・違憲審査基準

(7) 象徴的言論

8. ビラ配布・ビラ貼り付け・立看板設置 p69～70

(1) ビラ配布

(2) ビラやポスターの貼付

9. 消極的表現の自由 p70

〔論点 1〕 憲法上の保障・制約・違憲審査基準

第 5. 集会の自由・集団行動の自由・結社の自由・通信の自由 p71～74

1. 集会の自由

〔論点 1〕 集会のために公共施設を利用する権利

〔論点 2〕 明らかに差し迫った危険の基準（泉佐野市民会館事件・最判 H7.3.7・百 I 86）

〔論点 3〕 敵意ある聴衆の法理（上尾市福祉会館事件・最判 H8.3.15）

〔論点 4〕 暴走族の集会に対する事後的かつ段階的規制（広島市暴走族追放条例事件・最判 H19.9.18・百 I 89）

2. 集団行動の自由

〔判例 1〕 新潟県公安条例事件（最大判 S29.11.24・百 I 87）

〔判例 2〕 東京都公安条例事件（最大判 S35.7.20・百 I A4）

3. 結社の自由

4. 通信の秘密

第 10 章 経済的自由 p75～84

第 1. 職業の自由 p75～78

1. 保護領域

「職業」／「選択」／職業遂行の自由

2. 違憲審査基準

〔論点 1〕 消極目的に基づく職業の許可制（薬事法事件・最大判 S50.4.30・百 I 97）

〔論点 2〕 職業遂行の自由に対する制約

3. 判例

〔判例 1〕 薬事法事件（最大判 S50.4.30・百 I 97）

〔判例 2〕 酒類販売免許制事件（最判 H4.12.15・百 I 99）

〔判例 3〕 医薬品ネット販売事件（最判 H25.1.11・百 II A11）

第 2. 居住・移転の自由／国籍離脱の自由 p79～80

1. 居住・移転の自由

〔判例 1〕 ハンセン病訴訟（熊本地判 H13.5.11・百 II 198）

2. 国籍離脱の自由

第 3. 財産権 p81～84

1. 憲法 29 条 1 項・2 項

〔論点 1〕 既得の具体的財産権の制限

〔論点 2〕 財産権の内容形成の限界

〔補足〕 国有地売却特措法判決・森林法違憲判決・証券取引法判決の関係

2. 損失補償

〔論点 1〕 憲法 29 条 2 項に基づく財産権の制限に対する補償の要否

〔論点 2〕 補償の要否の判断基準

〔論点 3〕 消極目的規制に対する補償の要否（河川附近地制限令事件・最大判 S43.11.27・百 I 108 等）

〔論点 4〕「正当な補償」（農地改革事件・最大判 S28.12.23・百 I 106）

〔論点 5〕直接憲法に基づく補償の請求（河川附近地制限令事件・最大判 S43.11.27・百 I 108）

第 1 1 章 人身の自由と手続的権利 p85～86

1. 奴隷的拘束・苦役からの自由

2. 適正手続

〔論点 1〕憲法 31 条の保障内容

〔論点 2〕適正手続の内容（第三者所有物没収事件・最大判 S37.11.28・百 II 194）

〔論点 3〕行政手続と憲法 31 条（成田新法事件・最大判 H4.7.1・百 II 115）

3. 被疑者の権利

〔論点 1〕行政手続と憲法 35 条（川崎民商事件・最大判 S47.11.22・百 II 119）

4. 被告人の権利

〔論点 1〕行政手続と憲法 38 条 1 項（川崎民商事件（最大判 S47.11.22・百 II 119）

第 1 2 章 国務請求権 p87

1. 請願権

2. 裁判を受ける権利

3. 国家賠償および刑事補償請求権

〔論点 1〕立法行為・立法不作為の国家賠償法上の「違法」（1）（在外日本人選挙権制限規定違憲訴訟・最大判 H17.9.14・百 II 152）

〔論点 2〕立法行為・立法不作為の国家賠償法上の「違法」（2）（女子再婚禁止期間事件・最大判 H27.12.16・H28 重判 6）

第 1 3 章 参政権 p88～90

〔論点 1〕選挙権又はその行使を制限する法令の違憲審査基準（在外日本人選挙権制限違憲訴訟・最大判 H17.9.14・百 II 152）

〔論点 2〕公職選挙に立候補する自由（三井美唄炭鉱労組事件・最大判 S43.12.4・百 II 149）

〔論点 3〕選挙制度の仕組みの具体的決定に関する国会の広い裁量（最大判 H11.11.10・百 II 157）

〔論点 4〕選挙運動の自由の制限（個別訪問禁止事件・最判 S56.7.21・百 II 163・伊藤正己裁判官補足意見）

〔論点 5〕議員定数不均衡（最大判 S51.4.14・百 II 153、最大判 H23.3.23・百 II 158、最大判 H25.11.20・H25 重判 1）

第 1 4 章 社会権 p91～100

第 1. 生存権 p91～96

1. 生存権の二つの側面

2. 生存権の問題類型

（1）立法

ア. 生存権の給付請求権としての側面の侵害

〔判例 1〕生活保護老齢加算廃止訴訟（最判 H24.2.28・H24 重判 10）

イ. 生存権の自由権的側面の侵害

〔論点 1〕立法による作為的な介入により国民の「最低限度の生活」が脅かされる場合

（2）立法不作為

〔判例 2〕学生無年金障害者訴訟（最判 H19.9.28・百 II 139）

（3）行政権による具体化立法の違憲的な解釈・適用 p406～410

〔論点 2〕生活保護法上の受給要件を満たさないことを理由とする生活保護認定申請却下処分（平成 22 年司法試験）

第 2. 教育を受ける権利 p97～99

1. 教育を受ける権利の主体 p97

2. 教育を受ける権利の 3 つの側面 p97

3. 教育内容決定権の所在 p97～99

(1) 主体

(2) 3つの側面

(3) 教育内容決定権の所在

〔判例1〕旭川学力テスト事件（最大判 S51.5.21・百II140）

第3. 労働基本権 p100

保障の趣旨／労働基本三権の内容／労働基本三権の性格／労働基本三権の制限／消極的団結権

第4部 統治

第1章 権力分立 p101

第2章 国会 p102～111

第1. 国会の地位 p101～105

1. 国民の代表機関

〔論点1〕「全国民で代表」の意味

2. 自由委任と党議拘束

〔論点1〕党議拘束と自由委任の関係

3. 国権の最高機関

〔論点1〕「最高機関」意味

4. 唯一の立法機関

(1) 「立法」の意味

〔論点1〕・実質的意味の立法

〔論点2〕処分的法律（措置法）

(2) 「唯一」の意味

〔論点1〕内閣の法律案提出

〔論点2〕最高裁判所の法律案提出権

〔論点3〕委任立法の可否・限界

第2. 国会の組織と活動 p105～106

1. 二院制

2. 選挙制度

3. 国会議員の地位

〔論点1〕免責特権による免責範囲（病院長自殺国賠訴訟・最判 H9.9.9・百II176）

4. 国会議員の権能

第3. 国会の活動 p106～111

1. 会期

2. 衆議院の解散

3. 参議院の緊急集会

4. 会議の原則

5. 国会の権能

〔論点1〕条約と法律の優劣関係

〔論点2〕条約と憲法の優劣関係

〔論点3〕条約の違憲審査（砂川事件・最大判 S34.12.16・百II169）

〔論点4〕国会の承認を得られなかった条約の効力

〔論点5〕国会の条約修正権

6. 議院の権能

(1) 議院自律権

〔論点 1〕 国会法と議院規則との効力上の優劣関係

(2) 国政調査権

〔論点 1〕 国政調査権の性質

〔論点 2〕 司法権との関係

〔論点 3〕 検察権との関係（日商岩井事件・東京地判 S55.7.24・百Ⅱ177）

〔論点 4〕 一般行政権との関係

〔論点 5〕 人権との関係

第3章 内閣 p112～114

1. 行政権と内閣

〔論点 1〕 独立行政委員会の合憲性（憲法 65 条との関係）

〔論点 2〕 独立行政委員会の合憲性（憲法 41 条後段との関係）

〔論点 3〕 独立行政委員会の合憲性（憲法 76 条との関係）

2. 内閣の組織と権能

3. 議院内閣制

〔論点 1〕 衆議院の解散の実質的決定権の帰属

第4章 裁判所 p115～119

1. 司法権の意味と範囲 p115～117

(1) 司法権の概念

(2) 司法権の範囲

(3) 法律上の争訟

(4) 司法権の限界

ア. 自律権に属する行為

イ. 自由裁量行為

ウ. 統治行為

〔論点 1〕 統治行為の論拠と範囲・限界

エ. 団体の内部事項に関する

〔論点 1〕 判例の部分社会の法理（富山大学事件・最判 S52.3.15・百Ⅱ188）

〔論点 2〕 学説の外在的制約論

2. 裁判所の組織と権能 p117～118

(1) 最高裁判所裁判官の国民審査

〔論点 1〕 国民審査の性質

(2) 最高裁判所規則制定権

〔論点 1〕 規則の所轄事項を法律で定めることの可否（最大判 S30.4.22・百Ⅱ214）

〔論点 2〕 規則と法律の優劣

3. 司法権の独立 p119

第5章 財政 p120～122

1. 財政民主主義

2. 租税法律主義

〔論点 1〕 租税法律主義の適用範囲（旭川市国民健康保険条例事件・最判 H18.3.1・百Ⅱ203）

3. 予算

[論点 1] 予算の法的性質

[論点 2] 予算の増額修正

4. 決算審査

5. 公金支出の禁止

[論点 1] 憲法 89 条後段の「公の支配」の意義

第 6 章 地方自治 p123～126

1. 総説 p123

2. 地方自治の本旨 p123

3. 地方公共団体の機関 p123

4. 条例 p123～126

[論点 1] 自主条例による財産権の規制（奈良県ため池条例事件・最大判 S38.6.26・百 I 103）

[論点 2] 自主条例による罰則の設定（最大判 S37.5.30・百 II 215）

[論点 3] 自主条例による課税

[論点 4] 「法律の範囲内」（徳島市公安条例事件・最大判 S50.9.10・百 I 88）

[判例 1] 徳島市公安条例事件（最大判 S50.9.10・百 I 88）

[判例 2] 神奈川県臨時特例企業税事件（最判 H25.3.21・百 II 208）

第 7 章 憲法の保障 p127～132

1. 違憲審査制 p127～129

（1）違憲審査権の根拠

（2）違憲審査権の性格

[論点 1] 違憲審査権の性格（警察予備隊違憲訴訟・最大判 S27.10.8・百 II 193）

（3）付随的違憲審査制の特質

（4）合憲限定解釈

[論点 2] 合憲限定解釈の限界（要件）（税関検査事件・最大判 S59.12.12・百 I 73）

（5）違憲審査の主体

[論点 3] 下級裁判所による違憲審査の可否（ヤミ米販売事件・最大判 S25.2.1）

（6）違憲主張の適格

[論点 4] 法令中の他の規定・法令全体の違憲主張

[論点 5] 第三者の憲法上の権利が現実侵害される場合（第三者所有物没収事件・最大判 S37.11.28・百 II 194）

[論点 6] 第三者の憲法上の権利の侵害可能性がある場合（徳島市公安条例事件・最大判 S50.9.10・百 I 88：高辻正己
裁判官の意見）

（7）違憲判断の方法と判決

[論点 7] 判決で違憲とされた法律の効力

2. 憲法改正 p130～131

[論点 1] 内閣の憲法改正発案権

[論点 2] 憲法改正の限界

3. 憲法の変遷 p131～132

[論点 1] 憲法の変遷

第5章 法の下の平等

A 総まくり 123～156 頁

1. 平等の意味

A 総まくり 125 頁

平等の理念（憲法 14 条 1 項）は、個人尊重の原理（憲法 13 条前段）に由来するものであるから、個々人には事実上さまざまな違いがあり、その事実上の違いに着目した上で個々人を等しく取り扱うべきことを前提にしているといえる。

したがって、「平等」とは、事実上の差異に着目した相対的平等を意味し、等しいものは等しく、等しくないものは等しくなく取り扱うということを内容とする。

2. 差別的取扱いの正当化審査

A 総まくり 126 頁

憲法 14 条 1 項適合性は、①「平等」の意味→②「平等」でない差別的取り扱い→③正当化（合理的理由の有無）という流れで審査される。

（1）「平等」の意味

まず、「法の下に平等」には、法適用の平等だけでなく、法内容の平等も含まれると解される。違憲審査権（憲法 81 条）により立法権を含むあらゆる国家権力から人権の不可侵性が保障されていること、内容の不平等な法を平等に適用しても平等の保障は実現されず個人尊厳の原理（憲法 13 条前段）が無意味に帰することが、その理由である。

次に、平等の理念（憲法 14 条 1 項）は、自由とともに、個人尊重の原理（憲法 13 条前段）に由来するものである。このように、自由と平等は、元来、相互に密接に関連し依存し合う原理なのである。そこで、「平等」とは、すべて個人を法的に均等に取り扱いその自由な活動を保障するという形式的平等を意味すると解される。

（2）差別的取扱いの合理的理由

平等の理念（憲法 14 条 1 項）は、個人尊重の原理（憲法 13 条前段）に由来するものだから、同条の「平等」は、合理的理由のない差別を禁止する相対的平等を意味すると解される。

合理的理由の審査の厳格度は事柄の性質によって変わり得る。事柄の性質としては、①差別の理由、②差別の対象となる権利・利益・法的地位の重要性、③差別的取扱いによる②に対する制約の態様（直接的制約／間接的制約）、④②に関する裁量の存否・広狭が挙げられる。

（3）後段列举事由

憲法 14 条 1 項後段列举事由は、歴史的に存在した不合理な差別事由であり、これらの事由による差別については、原則として不合理が推定されるから、厳格に審査されることになる。

3. 目的・手段審査の力点

A 総まくり 127 頁

平等違反における目的手段審査には、①目的審査：区別の目的 - 手段審査：区別そのもの、②目的審査：区別そのもの - 手段審査：区別の程度、という 2 つ方法がある。

試験対策としては、①を基本とし、事案によって、手段審査において、区別そのものに加えて、補充的に区別の程度も審査するという理解が望ましい。

4. 判例

〔判例 1〕 尊属殺人事件

事案：改正前刑法 200 条では「自己又ハ配偶者ノ直系尊属ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス」と規定してた。この尊属殺人重罰規定の合憲性が問題となった。

要点：本判決は、①「憲法 14 条 1 項は、…事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでないかぎり、差別的な取扱いをすることを禁止する趣旨と解すべきこと」を確認した上で、②目的審査では被害者の卑属であることを理由に普通殺人罪よりも刑を加重すること自体（＝区別そのもの）を審査し、③手段審査では「刑罰加重の程度」（＝区別の程度）を審査している。

〔判例 2〕 非嫡出子相続分規定事件（違憲）

事案：非嫡出子の法定相続分を嫡出子の 2 分の 1 とする改正前民法 900 条 4 号但書の憲法 14 条 1 項違反が問題となった（なお、現在、民法 900 条 4 号但書が改正され、法定相続分の格差は解消されている。）。

以下は、改正前民法 900 条 4 号但書の憲法上の問題点について論じた答案例である。

〔答案例〕

1. 改正前民法 900 条 4 号但書（以下、「本件規定」とする）には、法定相続分について嫡出子と非嫡出子を「差別」するものとして、憲法 14 条 1 項に反し得るという問題点がある。
 2. まず、「法の下に平等」には、法適用の平等だけでなく、法内容の平等も含まれると解される。…略…（理由）
そうすると、非嫡出子には、法定相続分に関する民法規定の内容で平等に扱われるという意味での「平等」権が認められる。
 3. 次に、本件規定は、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の 2 分の 1 と定めることで、嫡出子との関係で、法定相続分について、非嫡出子を「差別」している。
 4. そして、平等の理念（憲法 14 条 1 項）は、個人尊重の原理（憲法 13 条前段）に由来するものであるから、同条の「平等」は、合理的理由のない差別を禁止する相対的平等を意味すると解される。では、前記「差別」について、合理的理由は認められるか。
- （1）差別の合理的理由の審査の厳格度は、事柄の性質によって変わり得る。

これについては、最高裁平成 7 年大法廷決定では合憲性推定の原則と結びついた単なる合理性の基準が用いられているとの反論が想定される。

本決定は、民法 900 条 4 号が遺言による相続分の指定等がない場合などにおいて補充的に機能する規定であること（区別を設ける規定の補充性）、および、相続制度が総合考慮を要するものであり立法裁量に委ねられていることの 2 点を理由に、単なる合理性の基準を用いている。

しかし、本件規定による差別は、非嫡出子という、子にとって自らの意思や努力によって変えることのできない「社会的身分」を理由とする差別であるから、原則として不合理が推定されるはずである。

また、差別による不利益は、法定相続分という財産権（憲法 29 条）に対

総まくり 128～156 頁

C

最大判 S48.4.4・百 I 28

A

最大決 H25.9.4・百 I 29

最大決 H7.7.5・百 I [5 版] 31

する直接的制約をもたらすものであることに加え、本件規定の存在自体が非嫡出子を嫡出子に比べて劣る存在であるという差別意識を生じさせる一因となり得るということにもある。

そうすると、本件規定の補充性や相続制度に関する立法裁量を強調すべきではない。

そこで、本件規定の合憲性は、①立法目的が重要であり、かつ、②手段が立法目的との間で実質的関連性を有するかで審査されるべきである。

(2) では、①・②を満たすか。

立法目的は、法律婚を尊重することにある。民法が法律婚主義を採用しており（民法 739 条 1 項、732 条）、法律婚という制度自体が我が国に定着していることからしても、法律婚の尊重という立法目的は、重要といえる（①）

…略…（規定の合理性に関する立法事実の変遷など）

遅くとも、本件相続が開始した〇〇当時（判例では、平成 13 年 7 月当時）においては、本件規定の実質的関連性は失われていたといえる（②）。

5. よって、本件規定は、憲法 14 条 1 項に違反し、違憲である。

【判例 3】女子再婚禁止期間事件（違憲）

事案：改正前民法 733 条 1 項は、「女は、前婚の解消又は取消しの日から 6 箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない。」と定めていた。

以下は、改正前民法 733 条 1 項の憲法上の問題点について論じた答案例である。

【答案例】

1. 改正前民法 733 条 1 項（以下、「本件規定」とする）には、再婚可能期間について男子と女子を「差別」するものとして、憲法 14 条 1 項に反し得るという問題点がある。

2. まず、「法の下に平等」には、法適用の平等だけでなく、法内容の平等も含まれると解される。…略…（理由）

そうすると、女子には、男子との関係で、再婚禁止期間に関する民法規定の内容で平等に扱われるという意味での「平等」権が認められる。

3. 次に、本件規定は、女子についてのみ再婚禁止期間を定めることで、男子との関係で、再婚可能期間について、女子を「差別」している。

4. そして、平等の理念（憲法 14 条 1 項）は、個人尊重の原理（憲法 13 条前段）に由来するものであるから、同条の「平等」は、合理的理由のない差別を禁止する相対的平等を意味すると解される。では、前記「差別」について、合理的理由は認められるか。

(1) 差別の合理的理由の審査の厳格度は、事柄の性質によって変わり得る。

これについては、憲法 24 条 2 項が婚姻及び家族に関する具体的な制度の構築を立法裁量に委ねていることを理由から、合理的関連性の基準を用いれば足りるとする反論が想定される。

しかし、本件規定による差別は、女子という「性別」を理由とするものであるから、憲法 14 条 1 項後段列举事由に基づく差別として、民主主義の理念に照らし原則として不合理とされる。

また、憲法 24 条 2 項は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべき

A

最大判 H27.12.16・H28 重判 6

第5章 財政

B 総まくり 466～471 頁

1. 財政民主主義

B 総まくり 466 頁

財政は国民の負担に帰属するものであるから、財政の適正な運営は国民の重大な関心事である。そこで、憲法 83 条は、財政に対して国会による強い民主的コントロールを及ぼすために、国の財政処理権限を国民の代表機関である国会の権能に服させている（財政民主主義）。

2. 租税法律主義

A 総まくり 466～469 頁

憲法 84 条は、租税の新設および税制の変更は法律の形式によって国会の議決を必要とする、租税法律主義の原則を定めている。これは、国民に対して直接負担を求めることになる租税については、その分だけ強い民主的コントロールを及ぼす必要があるから、必ず国民の同意を得なければならないという意味で国民の代表機関である国会が制定する法律によることを要求するものである。

租税法律主義は、課税要件法定主義と課税要件明確主義を内容とする。

〔論点 1〕 租税法律主義の適用範囲

A

最判 H18.3.1・百Ⅱ203

1. まず、租税法律主義の「租税」（憲法 84 条）は、固有の意味の租税、すなわち、国又は地方公共団体が、課税権に基づき、その経費に充てるための資金を調達する目的をもって、特別の給付に対する反対給付としてではなく、一定の要件に該当するすべての者に対して課する金銭給付を意味する。固有の意味の租税と手数料等を区別して両者の性質上の差異に応じて国会によるコントロールを及ぼすのが妥当だからである。

なお、固有の意味の租税として同条が直接適用されるのは、反対給付の性格が部分的にも存在しない場合（すなわち、具体的な特定の給付に対する反対給付の性格が全く存在しない金銭給付の賦課）に限られる。

2. 次に、憲法 84 条は法律の留保原則を租税について厳格化した形で明文化したものであるから、同条の固有の意味の「租税」以外の公課であっても、賦課徴収の強制の度合い等の点において租税に類似する性質を有するものについては、同条の趣旨が及ぶと解する。

もっとも、租税以外の公課は、租税とその性質が共通する点や異なる点があり、また、賦課徴収の目的に応じて多種多様であるから、賦課要件について求められる明確性は、当該公課の性質、賦課徴収の目的、その強制の度合い等を総合考慮して判断すべきものである。

3. 予算

C 総まくり 469～470 頁

国の収入・支出が、予算という形式で、国会に提出され、審議・議決されるのは近代国家に通ずる大原則である。

予算とは、一会計年度における国の財政行為の準則であり、それに従って、国の財政が運用される。

憲法は、予算について、「内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を得なければならない。」（憲法 86 条）と定めている。